

令和6年度 安全報告書



2024年10月19日福島県総合防災訓練（乗客救出訓練）

令和7年5月7日

阿武隈急行株式会社

目 次

1	はじめに	1
2	安全に関する基本方針と安全目標	2
(1)	安全に関する基本方針	2
(2)	令和6年度の安全目標	2
(3)	安全目標に対する実績	2
(4)	令和7年度の安全目標	3
(5)	令和7年度の安全目標を達成するための安全重点施策	3
3	輸送の安全に関する実態	4
(1)	令和6年度の重大運転事故の発生状況	4
(2)	令和6年度のインシデントの発生状況	4
(3)	令和6年度の鉄道運転事故の発生状況	4
(4)	令和6年度の輸送障害(運休又は30分以上の遅延)の発生件数	4
(5)	行政指導等	5
4	輸送の安全確保のための取組み	6
(1)	輸送に関する安全総点検の実施	6
(2)	社員の資格取得と技術力向上	6
(3)	事故情報等の共有化と改善	7
(4)	異常時対応訓練の実施	7
(5)	ホーム上での触車事故防止対策及び緊急列車停止用具設置の実施	8
(6)	踏切障害事故防止対策の実施	8
(7)	線路条件(分岐器)に対するATS(自動列車停止装置)の設置	8
(8)	鉄道施設保全整備計画に基づく事業の実施	9
(9)	車両の維持補修と安全対策	9
(10)	健康状態の把握とアルコール検査の実施	10
(11)	新型車両の導入	10
(12)	テロ防止対策等の実施	11
5	安全マネジメント	12
(1)	安全管理体制	12
(2)	安全委員会	13
(3)	安全推進委員会	13
(4)	内部監査	13
(5)	運輸安全マネジメント評価	13

1 はじめに

日頃より阿武隈急行線をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

阿武隈急行線は、福島県福島市の福島駅から宮城県柴田町の槻木駅までを結ぶ54.9キロメートルの営業キロを持つ第三セクター鉄道で、福島県と宮城県にまたがる阿武隈川沿岸地域における生活交通路線として、また、地域観光をつなぐ観光路線として、多くのお客さまに安全・安心な輸送サービスを提供してまいりました。

全線開業から37年を経過しましたが、当社の経営環境は年々厳しさを増しています。お客さまのご利用状況は、少子高齢化、人口減少等の社会環境の変化に加え、令和元年度以降、相次いだ台風や地震、コロナ禍の影響からピークとなった平成7年度の325万人から令和4年度には129万人まで減少しました。その後回復するも今年度の令和6年度は194万人と災害前となる平成30年度の247万人までには及ばない状況です。

費用については、全線開業時から使用してきた車両については来年度までの更新に目処がついたものの、施設・設備の老朽化等に伴う修繕費用が年々増加しています。

このため、令和6年度の営業収支は、営業収益がピークの平成7年度から半減の5億円に留まる一方、営業費用は過去最高の14億円に上る結果となりました。

このような状況の中で、鉄道施設や車両の更新等を計画的に進めているところです。更に、人材確保にもこれまで以上に力を入れるとともに、各種訓練の実施や熟練社員から若手社員へ技術の継承に取り組みながら、輸送の安全確保と鉄道利用者の利益の保護に努めております。

列車ダイヤについては、令和7年3月のダイヤ改正において、お客さまのご利用状況を勘案した見直しを行いつつ、福島～槻木間の直通列車を増便し、乗換え不要な車両運用とするなど利便性の向上に取り組みました。

今後とも、公共交通機関として、「安全の確保は何事にも優先する」ことを徹底するとともに、当社の経営理念である「安全・安心・安定輸送の確保」を達成するため、社員が一丸となって運輸安全マネジメントによる継続的改善を図りながら、安全風土・安全文化の構築に努めてまいります。引き続き、地域の足として、皆さまに愛され、安全で安心してご利用いただける地域鉄道を目指して社員一同全力で取り組んでまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本報告書は、鉄道事業法第19条の4の規定に基づき、当社の日頃からの安全に対する取り組みや実態について自ら振り返るとともに、皆さまにご理解いただくために作成したものです。ぜひ、本報告書をご覧いただき、皆さまの声を輸送の安全に取り入れるために広くご意見をいただければ幸いです。

阿武隈急行株式会社

代表取締役社長

富田 政則

2 安全に関する基本方針と安全目標

(1) 安全に関する基本方針

常に、ご利用者の安全を第一に輸送業務に取り組んでおります。

ア 安全確保を第一とした輸送の業務

イ 安全規則を遵守した基本に忠実な業務

ウ 問題意識を持った業務の改善

(2) 令和6年度の安全目標

令和6年度は、次の安全目標を掲げ取り組んでまいりました。

ア 鉄道運転事故の防止

鉄道運転事故の発生0を目指します。

イ インシデントの防止

インシデントの発生0を目指します。

※「鉄道運転事故」とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、踏切障害事故、道路障害事故、鉄道人身障害事故、鉄道物損事故をいいます。

※「インシデント」とは、鉄道事故等報告規則に定める鉄道運転事故が発生する恐れがあると認められる事態をいいます。

(3) 安全目標に対する実績

令和6年度も、安全目標を達成するために全社員で取り組んできた結果、安全目標を達成することができました。

【令和2年度から5年間の安全目標に対する実績】

(単位：件)

項 目	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
鉄道運転事故の防止	-	-	-	-	-
インシデントの防止	-	-	-	-	-

(4) 令和7年度の安全目標

令和7年度も、昨年度同様、更なる輸送の安全確保に努め、特に命を脅かす事故・事象の発生防止に取り組めます。

ア 鉄道運転事故の防止

鉄道運転事故発生0を目指します。

イ インシデントの防止

インシデントの発生0を目指します。

(5) 令和7年度の安全目標を達成するための安全重点施策

令和7年度も、安全目標を達成するために、次の安全重点施策を掲げ取り組んでまいります。

ア 関係法令及び規程類の遵守

イ 安全文化の構築

ウ 鉄道施設・車両の確実な保守管理の徹底

3 輸送の安全に関する実態

(1) 令和6年度の重大運転事故の発生状況

令和6年度は、重大運転事故の発生はございませんでした。

(2) 令和6年度のインシデントの発生状況

令和6年度は、インシデントの発生及びインシデントに関する改善指示はございませんでした。
(単位：件)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
重大運転事故	-	-	-	-	-
インシデント	-	-	-	-	-

(3) 令和6年度の鉄道運転事故の発生状況

令和6年度は、鉄道運転事故（鉄道人身障害事故）の発生はありませんでした。

(単位：件、人)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
事故件数	-	-	-	-	-
負傷者数	-	-	-	-	-
死亡者数	-	-	-	-	-

(4) 令和6年度の輸送障害(運休又は30分以上の遅延)の発生件数

(単位：件)

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
合 計	20	23	18	20	20

項 目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
ア 災害による輸送障害	6	9	3	9	3
(ア) 強風・倒木・飛来物	4	3	2	7	3
(イ) 大雪・大雨・台風・落雷	-	4	1	1	-
(ウ) 地震	2	2	-	1	-
イ 設備・車両等の不具合による輸送障害	6	10	8	7	9
(ア) 信号設備等の不具合	2	4	3	4	3
(イ) 車両の不具合	3	4	2	1	3
(ウ) 踏切故障・障害	-	1	-	-	-
(エ) 電力設備	1	1	3	2	3
ウ その他	8	4	7	4	8
(ア) 他社線の運転規制及び 運 休・抑止要請	6	3	4	3	5
(イ) 乗務員の急病等	-	-	-	-	-
(ウ) 公衆立入り	-	-	-	-	-
(エ) 人身事故	-	-	-	-	1
(オ) その他	2	1	3	1	2

(5) 行政指導等

令和6年度は、昨年度の国土交通省東北運輸局による保安監査において、指摘を受けた改善事項を改善計画に沿って着実に実施して、適切に対応しているところであり、新たな行政指導等に関わる事故事象の発生はありませんでした。

今後も、過去の事象（感電事故等）の再発防止対策を継続し、安全意識の向上を図って参ります。

4 輸送の安全確保のための取組み

(1) 輸送に関する安全総点検の実施

経営トップ及び安全統括管理者等は、年末年始、GW期間、夏季輸送等繁忙期及び全国安全週間等、必要に応じて現場巡回を行い、輸送の安全確保の実施状況を確認し、現場の課題等を把握して改善することにより輸送の安全に取り組みました。

(写真：巡回の一部)

<経営トップ等による現場巡回（年末年始）>



現業ミーティング



検修庫



保原変電所



福島駅



列車添乗

(2) 社員の資格取得と技術力向上

ア 資格取得

- (ア) 動力車操縦者運転免許証（甲種電気車） 1名取得（運輸課）
- (イ) フォークリフト運転技能講習受講 2名修了（車両課）、3名（施設課）
- (ウ) 床上操作式クレーン技能講習受講（5 t） 2名修了（車両課）
- (エ) 小型移動式クレーン運転技能講習受講 2名修了（施設課）
- (オ) 玉掛け技能講習受講 2名修了（施設課）
- (カ) 高所作業車運転業務特別教育受講（10m未満） 4名修了（車両課）

イ 技術力向上

輸送の安全確保のためには、OJTによる現場教育が重要です。

経験豊富なベテラン社員からの技術継承を含め、定例訓練（机上及び現車）、列車添乗、習熟度の確認を行い技術力の向上を図りました。また、外部団体主催の技術研修会等にも積極的に参加し、技術力の習得に努めてまいりました。

今後も、安全を担う人材の育成と後継者づくりを積極的に進めてまいります。

<定例訓練等>



床下機器



沿線電話機



連結器カバー



構内トークバック

<外部団体主催の技術研修会等>

- (ア) 高圧・特別高圧電気取扱業務特別教育 3名修了（車両課）
- (イ) 化学物質管理者研修 1名修了（車両課）

(3) 事故情報等の共有化と改善

災害や設備・車両の不具合等による輸送障害、インシデントのトラブル等は、毎週実施している経営会議（課長相当職以上のトップ会議）において担当社員から報告を受け、経営トップをはじめ出席メンバーへ情報共有され、各部門で情報展開しています。特に、気になる事象等については、安全推進委員会などで社員同士が原因や対策について議論を交わし、事故の未然防止及び安全・安心・安定輸送の確保に向け取り組みました。

また、上意下達だけではなく、意見上申にも考慮したマネジメントシステムの構築を図るため、社員からの情報や意見が直接経営トップに到達するよう目安箱を設置しています。

なお、重大事故の背景には、多くのヒヤリハット（事故の芽）が潜んでいると言われていることから、社員が経験したヒヤリハット情報の吸い上げに力を入れるとともに、これらの情報を活用し事故防止に取り組んでいます。



ヒヤリハット情報箱
及び目安箱

(4) 異常時対応訓練の実施

今年度の異常時合同訓練は、令和6年10月19日の福島県総合防災訓練に合わせ、大地震想定した列車からの避難誘導訓練を、消防、警察の皆さまの協力を得て実施しました。

また、令和7年1月10日の「110番の日」に合わせ、駅構内での人身事故を想定した連絡体制の確認を含めた連携強化を、角田警察署と合同で訓練を実施しました。

運転部門では、CTC制御装置（列車集中制御装置）が故障したとの想定の下、CTC制御から駅の信号装置を解放して、現地（富野駅）補助制御盤による信号の取扱いを実際に運転指令員が行う信号故障発生時の訓練を行いました。

異常時合同訓練（福島県総合防災訓練）



角田警察署との合同訓練

指令による現地補助制御盤取扱い訓練



(5) ホーム上での触車事故防止対策及び緊急列車停止用具設置

福島駅のホームは、福島交通飯坂線との共同使用のため朝夕のラッシュ時など福島交通飯坂線や阿武隈急行線をご利用になるお客さまで混み合います。列車進入の際等でのヒヤリハット情報が報告されたことから、列車接近自動放送機を設置し、視覚及び聴覚によりホーム上のお客さまに列車の接近をお知らせして注意を喚起するなどの触車事故防止対策を継続して実施しています。

また、ホームから線路に転落したときなど緊急に列車を停止させなければならない時に使用し、駅に進入する列車の運転士に異常を知らせて緊急停止させる際の合図旗を主に乗降客の多い駅のホームに設置しています。

列車接近自動放送機



緊急停止用合図旗



(6) 踏切障害事故防止対策の実施

踏切障害事故を未然に防止するため、適切に踏切警報装置等の保守管理を行うとともに、踏切警報灯の視認性向上のため、全方位型踏切警報灯を一部踏切に設置し、踏切障害事故防止を図っています。

また、「全国交通安全運動」期間等において、踏切事故防止の意識の高揚を図るため、JR主催の「踏切事故防止キャンペーン」に参加するとともに、車内及び駅で踏切を通行する際の安全確認を呼びかける放送案内を実施しました。

なお、阿武隈急行線における第4種踏切（踏切警報器及び踏切遮断桿が無い踏切）は、令和3年11月30日に廃止しました※。

※ 南岡踏切（岡～横倉駅間）、豊室踏切（横倉～角田駅間）

(7) 線路条件（分岐器）に対するATS（自動列車停止装置）の設置

矢野目（信）～槻木駅間において、分岐器の速度制限区間に進入しようとする列車に、地上子から速度制限情報を車上装置に送信し、分岐器を通過し終わるまで列車の速度を監視しています。

列車が設定速度を超えると、直ちに非常ブレーキが自動的に動作して列車を停止させることにより、速度制限を超えて通過するのを防ぎ、分岐器通過時の安全性の向上を図っています。



ATS-Ps用地上子

(8) 鉄道施設保全整備計画に基づく事業の実施

令和6年度は、次の事業を実施いたしました。

工 事 名	区 間	概 要 等
橋梁塗装替工事	卸町 ～ 福島学院前	N = 1 箇所
木マクラギ更新工事	矢野目 ～ 東船岡	N = 33 本
木マクラギ更新工事 (木⇒PC)	丸森保守基地線	L = 63 本
木マクラギ更新工事 (木⇒合成)	あぶくま ～ 丸森	N = 31 本
PCマクラギ更新工事 (PC⇒PC)	高子 ～ 二井田	N = 16 本
橋マクラギ更新工事 (木⇒合成)	卸町 ～ 福島学院前	N = 28 本
道床交換工事	角田 ～ 横倉	L = 64 m
レール交換工事	高子 ～ 富野	L = 160 m
分岐器部分交換工事	矢野目12イ号	N = 1 基
	高子11号	N = 1 基
軌道整備工事	矢野目 ～ 槻木	軌道整備N = 215 箇所 軌間整正N = 3 箇所
構造物修繕工事	横倉～岡 雑魚橋川橋梁	N = 1 箇所
	保原～大泉 第1東根川橋梁	N = 1 箇所
	横倉～岡 高倉川橋梁	N = 1 箇所
レール遊間整備工事	上保原～梁川 東船岡～槻木	L = 5095 m
ホーム建築限界整備工事	福島 ～ 槻木	N = 33 箇所
変電所設備更新工事	保原変電所	N = 1 箇所
信号保安設備工事	矢野目 ～ 槻木	信号装置LED化踏切保安設備更新 等

(9) 車両の維持補修と安全対策

令和6年度は、車両の維持及び安全対策のため次の事業を実施しました。

・車輪削正 (9編成・18両)

(10) 健康状態の把握とアルコール検査の実施

安全・安心・安定輸送の確保には、社員の日々の健康状態を把握することが重要であることから、出退勤時又は点呼時毎に健康状態の確認を行っています。

また、乗務員及び車両を運転する社員に対しては、出勤時又は点呼時において当直係員立会いの下、アルコール検知器でアルコール検査を実施し、酒気を帯びていないことを確認するとともに、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症等の対策の一環とした体温測定を継続して実施し、発熱等の症状のないことを確認してから乗務させています。

なお、令和4年に改正された道路交通法施行規則の一部改定により、社用車を運転する場合においてもアルコール検知器によるアルコール検査の実施が義務付けられたことから、全社でアルコール検知器を設置し、社員全員を対象として取り組んでいます。

出勤時の体温測定



アルコール検査の実施



(11) 新型車両の導入

当社で保有する8100形車両は、製造から37年目となる車両で老朽化が著しいことから宮城県、福島県及び沿線市町のご支援を受けて、計画的に車両の更新を実施しております。今年度も1編成の更新を行う計画でしたが、車両製造工程で不具合が発生し、8編成目の導入は延期となりました。

AB900系車両(1号車)



AB900系車両(2号車 阿武隈 ラプラス&ラッキートレイン)



©Pokémon. ©Nintendo / Creatures Inc. / GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokémonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

AB900系車両(3号車)



AB900系車両(4号車)



AB900系車両(5号車)



AB900系車両(6号車)



AB900系車両(7号車)



(12) テロ防止対策等の実施

ゴールデンウィークや夏季多客輸送、年末年始の期間において、特別警戒を実施し、「テロ対策強化中」のワッペンを着用した啓発活動、駅構内や車内での掲示、ホーム巡回や車内点検を実施し、テロ防止に努めました。

テロ対策強化中ワッペン



駅掲示



車内掲示(8100形)



車内テロップ等(AB900系)



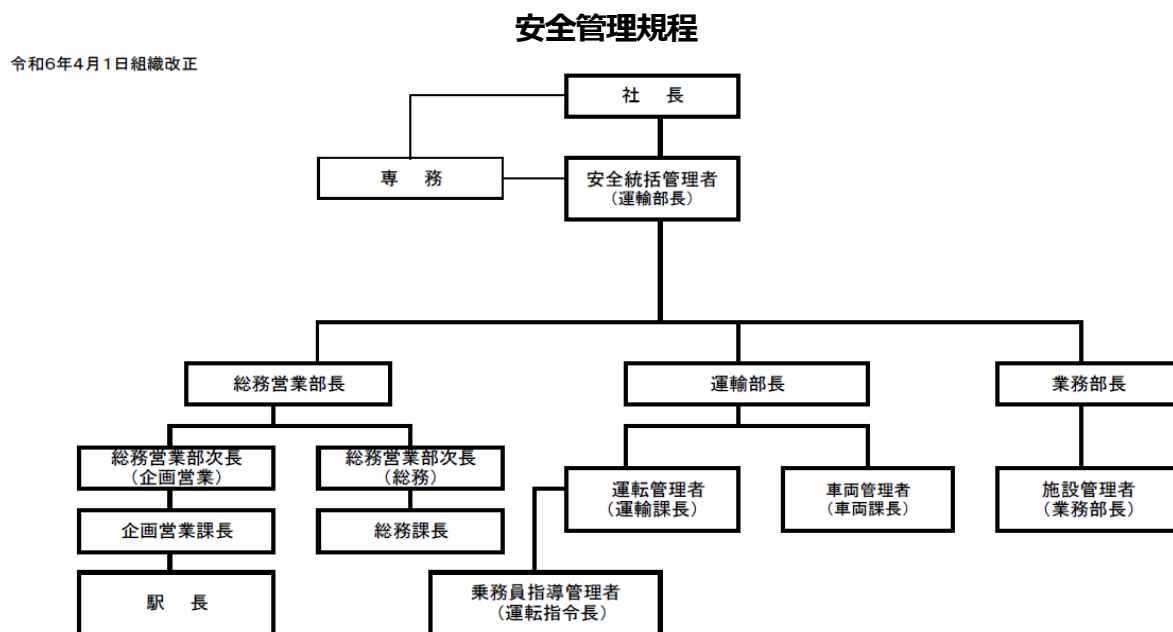
また、令和6年 9月27日に指定公共機関の国民保護担当者研修会に参加し、国民保護制度におけるテロに関する指定地方公共機関の役割等を学ぶとともに、社内で情報を共有し、テロ対策への意識の向上に努めました。

更に、福島警察署、伊達警察署、角田警察署等への列車警乗での車内警戒や駅周辺のパトロールを依頼するなど、防犯維持活動の強化を図ってまいります。

5 安全マネジメント

(1) 安全管理体制

平成18年10月に施行された改正鉄道事業法に基づき、「安全管理規程」を制定し、下図の体制により、輸送の安全維持向上に努めました。



※指定職が、空席のときは次席の者が担当する。

管理者の役割

役 職	役 割
社 長 ・ 専 務	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安 全 統 括 管 理 者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
総 務 営 業 部 長	投資計画、予算計画、要員計画その他必要な計画の検討にあたり、社員・設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現性の検証を行う。 輸送の安全の確保に関する業務について、安全統括管理者の業務を助け、必要な助言をする。
業 務 部 長 (施設管理者)	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
運 輸 課 長 (運輸管理者)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。

役 職	役 割
車 両 課 長 (車両管理者)	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
運 転 指 令 長 (乗務員指導管理者)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。

(2) 安全委員会

経営トップを中心とした「安全委員会」を設置し、安全に関する総合的な課題について協議し対応するなど、安全な輸送の確保に努めてまいりました。

(3) 安全推進委員会

安全統括管理者を中心とした「安全推進委員会」を設置し、2ヶ月に1回のほか必要により開催することとし、安全・安心・安定輸送の確保に係る懸案事項及び事故（不具合）の発生原因や再発防止等の協議を行いました。

また、他社で起きた事故例（他山の石）やヒヤリハット情報などを活用し、運転事故防止に努めてまいりました。

(4) 内部監査

内部監査員に指定された社員が各部門（運転部門、車両部門、施設部門、営業部門、総務部門）を監査すると共に、常勤監査役が経営トップや安全統括管理者に対して、輸送の安全を確保するための基本方針や取組状況の監査を実施し、一層の安全確保とPDCAサイクルによる安全文化、安全風土の構築に努めてまいりました。

(5) 運輸安全マネジメント評価

2月25日（火）に東北運輸局による「運輸安全マネジメント評価」が実施されました。

経営トップ・安全統括管理者・総務営業部長それぞれに対する安全への取組み状況等のインタビューの後、文書・記録等の確認が行われ、概ね良好である旨の評価を頂きました。

引続き、運輸安全マネジメントの取組みを継続し、安全管理体制の更なる向上に努めて参ります。

当社への連絡先

福島駅 (024)-522-1322 保原駅 (024)-576-2773

梁川駅 (024)-577-7131 丸森駅 (0224)- 72-4069

角田駅 (0224)- 62-4610 本 社 (024)-577-7132

ホームページ URL <http://www.abukyu.co.jp>